

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕	
契 約 内 容	給水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う給水管の修繕。	
契 約 期 間	平成30年10月11日から平成31年1月10日	
契 約 締 結 日	平成30年10月11日	
契 約 相 手 方	(株)水野設備	
契 約 金 額	503,280円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	給水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	駅前広場維持工事	
契 約 内 容	からくり時計修繕工	
契 約 期 間	平成30年10月12日 ～ 平成31年1月15日	
契 約 締 結 日	平成30年10月11日	
契 約 相 手 方	(有)玉屋	
契 約 金 額	378,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、犬山駅東広場において、からくり時計塔内部の人形が経年劣化により破損しているため修繕工事を実施するもので、からくり人形システムの修繕を伴うため、システムの特異性から製作者に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	道路改良付帯工事 (その3)	
契 約 内 容	土工 仮設舗装工 (RC-40、t=30cm) 側溝工 (PU1-360×360) 管渠工 (鉄筋コンクリート台付管φ300) 付帯工 構造物撤去工	N=1式 A=361m ² L=15m L=16m N=1式 N=1式
契 約 期 間	平成30年11月13日～平成31年3月28日	
契 約 締 結 日	平成30年11月12日	
契 約 相 手 方	葉山建設株式会社	
契 約 金 額	9,487,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、葉山建設株式会社と契約している市道富岡荒井線道路改良工事 (その2) (以下本工事) と同一工事箇所内 (犬山市字番前地内) の付帯工事である。当該工事は、本工事工区内に接続する工事用道路及び本工事により復旧が必要となる現況用水路及びその流末水路を施工するものである。当該工事で施工する工事用道路は、本工事の施工において使用する重機及び資材の搬入に必要な道路であり、本工事と一連の作業で施工する必要がある。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 (競争入札に付すことが不利と認められるとき) に該当するとし、葉山建設株式会社 と随意契約するものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課